

寝屋川市みんなのまち基本条例(改正素案) パブリック・コメント

《パブリック・コメントの概要》

意見等募集期間 : 平成25年1月7日～2月6日

意見等の提出数 : 3人 7件

所属名:経営企画部 企画政策課

寝屋川市みんなのまち基本条例(改正素案)

意見のあらましと市の考え方

番号	条文等	項目	意見のあらまし	市の考え方
1	第2条	定義 第5号「市民活動」	「市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。」という規定を、 「市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動を言い、市民は <u>平等にその活動に参加する権利を有する。</u> 」 としてはどうか。	第2条各号は、「みんなのまち基本条例」で用いられる用語のうち、様々な解釈が行われる余地があるようなものや解釈上の疑義が生じるおそれがあるものの意味を明らかにする規定です。 御意見は、用語の意味を超える内容を加えようとするもので、第2条(定義)の趣旨とは相容れないことから、改正素案のとおりとします。
2	第2条	定義 第6号「参画」	「参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。」という規定を、 「参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることを言い、 <u>立案は市民活動を経て議会に提示する。</u> 」 としてはどうか。	第2条各号は、「みんなのまち基本条例」で用いられる用語のうち、様々な解釈が行われる余地があるようなものや解釈上の疑義が生じるおそれがあるものの意味を明らかにする規定です。 御意見は、用語の意味を超える内容を加えようとするもので、第2条(定義)の趣旨とは相容れないことから、改正素案のとおりとします。
3	第4条	市民相互の協働	「2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。」という規定を、 「市民は、 <u>市民の協働により、地域社会の身近な実情に配慮した、自主的に自立した相互の住みよいまちづくりに努めるものとする。</u> 」 又は「市民は、 <u>市民の協働により、地域社会の身近な実情に配慮した、自主的に自立的な相互の住みよいまちづくりに努めるものとする。</u> 」 としてはどうか。	第2項は、検証委員会において、今後、地域の特性をいかしたまちづくりを進めていく上で、条例に規定することが必要との提言を受けて追加する条文です。 御意見も、地域の特性をいかしたまちづくりを進めるという趣旨で条文を提案いただいていると認識いたしますが、検証委員会の提言内容を尊重し、改正素案のとおりとします。
4	第7条	透明性の確保等	「行政は、市民と情報を共有して透明性を確保するものとする。」という規定を、 「行政は、 <u>市政情報の市民への周知を図り、市民と情報を共有して透明性を確保するものとする。</u> 」 としてはどうか。	市民と市政情報を共有するためには、市政情報を市民に周知することが前提であります。そういった意味で「市民と情報を共有して透明性を確保する」という規定の中に、市政情報の市民への周知という趣旨が含まれていると解されることから、改正素案のとおりとします。

番号	条文等	項目	意見のあらまし	市の考え方
5	第8条	情報公開	「行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進するものとする。」という規定を、 「行政は、市民の市政に関する知る権利を保障することにより、市民の市政への参加の促進を図るとともに、行政の説明責任を全うするため、情報の公開を推進するものとする。」 としてはどうか。	市民の市政への参加については、第11条第1項で「行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。」と規定しております。また、行政の説明責任については、第7条第2項において「行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して誠実に応答するものとする。」、同条第3項において「行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明するものとする。」と規定しております。 御意見の趣旨は既に条例の中で規定されていることから、改正素案のとおりとします。
6	第17条	行政の役割及び責務	「3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。」という規定を、 「3 行政は、 <u>市民サービスの維持向上(市民サービスの充実)のため</u> 、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。」 としてはどうか。	地方自治法には、地方公共団体は、「住民の福祉の向上を図る」ことや「最少の経費で最大の効果を挙げようとしなければならない」ことが規定されております。職員の資質向上及び人材育成の取組は、この規定の趣旨を前提に行うこととなっており、改正素案のとおりとします。
7	その他	市民参画の手續	市民が政策の立案、実施、評価に主体的に参画することができるよう、市民参画の手續を分かりやすく規定してはどうか。	市民参画の基本的な考え方や市民参画推進の取組等については、「市民参画推進指針」で示しております。みんなのまち基本条例は自治の基本的な理念及び原則を規定するものであることから、改正素案のとおりとします。